

令和3年度前橋市任期付短時間勤務職員採用試験案内

令和3年9月27日
前橋市総務部職員課
〒371-8601 前橋市大手町2-12-1
TEL 027-898-6503 (直通)
027-224-1111 (内線)3503

◎ 第一次試験日

令和3年11月21日(日)

◎ 申込受付期間

令和3年10月4日(月)～令和3年10月15日(金)

1 採用職種、採用予定数、受験資格及び職務内容

試験区分(職種)	採用予定数	受験資格	職務内容
助産師	2人	昭和34年4月2日以降生まれで、助産師資格を持ち、1年以上の実務経験を有する人	市長部局等に勤務し、助産師資格業務及び当該業務に関連する一般行政事務に従事します。
歯科衛生士	1人	昭和34年4月2日以降生まれで、歯科衛生士資格を持ち、1年以上の実務経験を有する人	市長部局等に勤務し、歯科衛生士資格業務及び当該業務に関連する一般行政事務に従事します。
看護師	1人	昭和34年4月2日以降生まれで、看護師資格を持ち、1年以上の実務経験を有する人	市長部局等に勤務し、看護師資格業務及び当該業務に関連する一般行政事務に従事します。
心理士	1人	昭和34年4月2日以降生まれで、次のすべてに該当する人 ①公認心理師、臨床心理士又は臨床発達心理士の資格を有する ②1年以上の教育相談等の実務経験を有する	いじめ対策室に勤務し、カウンセリング・コンサルテーション業務及び当該業務に関連する一般行政事務に従事します。
電気主任技術者	1人	昭和34年4月2日以降生まれで、電気主任技術者資格※を持ち、1年以上の実務経験を有する人 ※第一種～第三種のいずれでも可	市長部局等に勤務し、電気主任技術者資格業務及び当該業務に関連する一般行政事務に従事します。
学芸員 (歴史学・考古学)	1人	次のすべてに該当する人 ①昭和34年4月2日以降生まれで、学校教育法に基づく大学において、歴史学、考古学又はこれらに準じる科目を履修し卒業した人 ②博物館法に規定する学芸員の資格を持ち、1年以上の発掘調査業務の実務経験を有する人	文化財保護課に勤務し、埋蔵文化財発掘調査業務及び当該業務に関連する一般行政事務に従事します。

※ この試験は、令和3年度前橋市職員採用試験(一次試験が6月13日、9月19日に実施されるもの)に申し込んだ人も受験可能です。

※ 採用数は見込み数であり、多少の増減員の要素があります。

上記の受験資格のほかに、地方公務員法第16条に該当する人(以下のいずれかに該当する人)は受験できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 前橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注) 実務経験に関する注意事項

- ・1年以上の実務経験とは、民間企業等(国又は地方公務員を含む。)において、受験資格に記載されている資格や登録に関する業務について、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した経験をいいます。
- ・雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上の場合は、その期間を通算することができます。
- ・同一の期間に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみを通算することができます。
- ・休暇・休業・休職等のため、1か月以上継続して職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験に通算することができません。
- ・職務経験は、月単位で算定することとします。1月未満の期間が生じた場合、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。
- ・最終合格発表後に、受験資格に定める職務経験に関連する在職証明書を提出していただきます。

2 任期付短時間勤務職員

「任期付短時間勤務職員」とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に基づき、任期を定めて採用され、1週間当たりの勤務時間が常勤職員に比べて短い職員をいいます。前橋市の任期付短時間勤務職員に係る勤務時間等は、次のとおりです。

任期：3年

1週間の勤務時間：31時間

※勤務先又は業務都合によっては、土・日、休日勤務もあります。

3 試験の方法

全職種共通

	区 分	内 容
一 次	教養試験	公務員として必要な一般知識及び能力についての多肢選択式の筆記試験
	適性検査	職員としての適性を有するかどうかの検査
二 次	面接試験	面接による人物及び職務に対する適応性等の試験

※試験内容は、歯科衛生士及び看護師が短大卒業程度、その他の職種が大学卒業程度となります。

4 試験日程・場所及び合格発表

(1) 第一次試験

日 時	会 場	合 格 発 表
令和3年11月21日(日) 集合 午前9時30分(時間厳守) 〔10分前までには、試験 会場に入室してください。〕	前橋市役所 前橋市大手町2-12-1	令和3年12月上旬に 合格者に限り通知します。

※ 試験当日は、試験開始から試験終了まで携帯電話の電源を切ってください。

(2) 第二次試験

第一次試験の合格者について行いますが、時期は概ね12月中旬の予定です。(最終試験)

5 申込手続及び受付期間等

(1) 申込時に必要な書類

① 別紙申込書

〔記載事項を訂正する場合は、「=」で消し、上に押印してください。〕
修正液等は使用しないでください。

② 写真(タテ 4cm、ヨコ 3cm) …… 1枚(申込書所定部分に貼付してください。)

最近6か月以内に撮影したもので、カラー・白黒は問いません。

③ 通常はがき(63円) …… 1枚

受験票を印刷して送付しますので、宛先等何も記入しないで添付してください。
「年賀はがき」、「絵入りはがき」等、「通常はがき」以外のものは受付できません。

(2) 申込手続

申込書の注意事項及び記載例をよく読んだ上で必要事項を記入し、写真を貼付して、通常はがきを添付のうえ、市役所5階・職員課へ郵送又は持参にて提出してください。

(3) 申込受付期間

令和3年10月4日(月)から令和3年10月15日(金)まで受け付けます。

(土曜日、日曜日を除く)

なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 郵送での申込について

郵送で申し込む場合は、必ず簡易書留とし、封筒の表の左隅に「採用試験申込」と赤サインペン等により、朱書で記載してください。

なお、最終日までの消印のあるものに限り受け付けますが、最終日に投かんする場合は、必ず速達・簡易書留としてください。

上記の事項が守られていない場合、受験できないことがあります。

(5) 受験票の送付

受験票の送付は、試験日の10日前までに市役所から発送しますが、11月16日(火)までに届かない場合は、8に記載の問合せ先へ連絡してください。

6 採用予定日

最終合格者は、令和4年4月1日付けで採用の予定です。

(※ 最終合格後に資格を証明するものの写し及び資格に関連する業務についての在職証明書を提出していただきますが、申込書の記載に虚偽があり受験資格に該当しないことが明らかとなった場合は、採用を取り消します。

7 給 与 等

(1) 給与等

初任給は次のとおりです。

試験区分(職種)	給 料
助産師	149,760円
歯科衛生士	143,680円
看護師	147,120円
心理士、電気主任技術者	174,400円
学芸員	167,520円

なお、給料のほか、地域手当、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの手当の支給条件に応じて支給されます。

※上記の給与は、国家公務員の給与水準などに基づいて改定されることがあります。

※引き続き本市の任期付短時間勤務職員として任用される場合、在職期間に応じて初任給を決定します。

(2) その他

勤務場所となる各施設の屋内は原則として全面禁煙となっています。

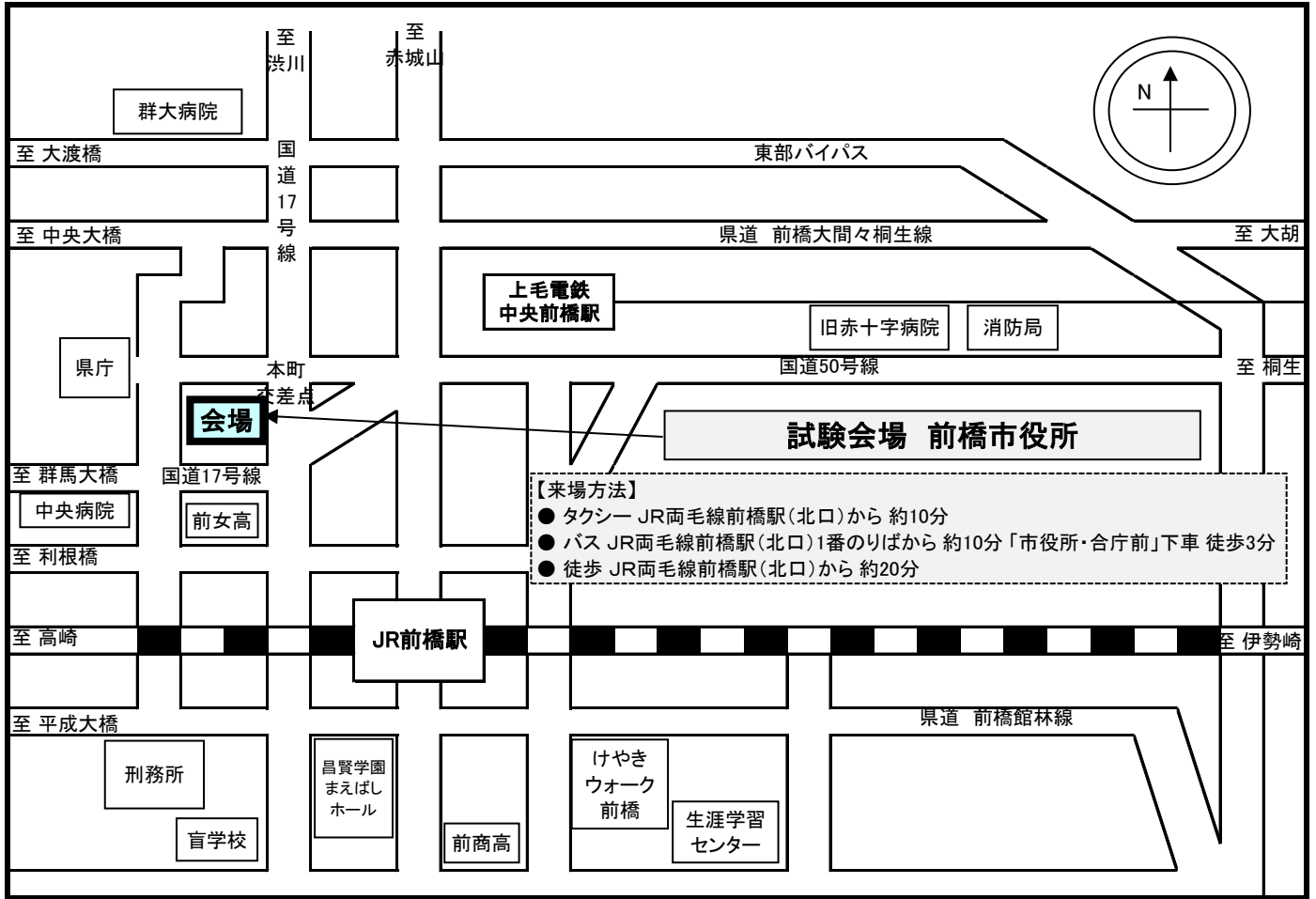
8 試験に関する問合せ先

この試験についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

○前橋市総務部職員課人材育成係

郵便番号	371-8601
住所	前橋市大手町2-12-1
TEL	027-898-6503(直通)
	027-224-1111(内線)3503
e-mail	shokuin@city.maebashi.gunma.jp
ホームページ	http://www.city.maebashi.gunma.jp/

試験会場案内図



※ 試験会場の指定は、受験票の送付にて行います。必ず自らの試験会場を確認してください。
 ※ 指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場を間違えないように十分注意してください。